

答申第 1 1 3 号

(諮問第 1 3 4 号・第 1 3 5 号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 11 月 29 日付け及び令和 4 年 1 月 6 日付けで行った、合わせて 9 件の公文書非公開決定処分は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 3 年 11 月 22 日付け、同年 12 月 24 日付け及び同月 26 日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書について、対象期間ごとに合わせて 9 件の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 令和 3 年 11 月 22 日付け公開請求

大分県庁本庁舎（知事部局で最も労働者数が多い事業場）について、労働安全衛生法に基づいて令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 10 月 31 日までに産業医が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料

(2) 令和 3 年 12 月 24 日付け公開請求

大分県庁本庁舎（知事部局で最も労働者数が多い事業場）について、労働安全衛生法に基づいて次の対象期間に産業医が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料

- ①令和 2 年度
- ②平成 31 年度・令和元年度
- ③平成 30 年度
- ④平成 29 年度
- ⑤平成 28 年度

(3) 令和 3 年 12 月 26 日付け公開請求

大分県庁本庁舎（知事部局で最も労働者数が多い事業場）について、労働安全衛生法に基づいて次の対象期間に産業医が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料

- ①平成 29 年
- ②平成 30 年
- ③平成 31 年・令和元年

2 実施機関の決定

実施機関は、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、上記 1 (1) の公開請求に対して

は令和3年11月29日付けで、上記1(2)及び(3)の公開請求に対しては令和4年1月6日付けで、合わせて9件の非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

各非公開決定における非公開理由は、いずれも、公文書不存在（請求のあった期間中は、産業医による職場巡視を実施しておらず、当該文書を作成、又は取得していないため）であった。

3 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（昭和26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和3年11月29日付け非公開決定については令和3年12月3日付けで、令和4年1月6日付け非公開決定については令和4年1月19日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、令和3年12月3日付け審査請求については、令和3年11月29日付け非公開決定処分の取消しを、令和4年1月19日付け審査請求については、令和4年1月6日付け非公開決定処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 令和3年12月3日付け審査請求

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第15条において、産業医の作業場等の巡視は、毎月1回以上、少なくとも2月に1回行うこととなっている。令和3年4月1日から同年10月31日までの間に満7月が経過しているため、少なくとも2月に1回の頻度が履行されているならば、少なくとも3件以上の巡視結果に関わる資料があつてしかるべきである。

(2) 令和4年1月19日付け審査請求

規則第15条は、平成29年6月1日施行で改正され、一定の条件の下で2月に1回の巡視で差し支えないものとなった。よって、平成28年度には12件、平成29年には少なくとも8件、平成29年度には少なくとも7件、平成30年以降の年及び年度には少なくとも6件の資料があつてしかるべきであり、いずれの文書も特定されないということは極めて不合理である。

第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、概ね次のとおりである。

(1) 令和3年12月3日付け審査請求

規則第15条では、月に1回以上の産業医による巡視が規定されているが、本県では、公文書保存期間である平成28年度以降、産業医による巡視を実施していない。

よって、公文書公開請求のあった資料は、県が未作成、未取得の文書であり、不存在により非公開としたものである。

(2) 令和 4 年 1 月 19 日付け審査請求

規則第 15 条では、月に 1 回以上の産業医による巡視が規定されているが、本県では、公文書保存期間である平成 28 年度以降、産業医による巡視を実施していない。

よって、公文書公開請求のあった資料は、県が未作成、未取得の文書であり、不存在により非公開としたものである。

第 5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論はなかった。

第 6 審査会の判断

1 審議の併合について

本件諮問事案は、令和 3 年 12 月 3 日付け及び令和 4 年 1 月 19 日付けで審査請求人が実施機関に対して行った審査請求に係るものであり、当該 2 件の諮問事案は、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとした。

2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、大分県庁本庁舎について、本件公開請求における各対象期間に、規則第 15 条の規定に基づいて産業医が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料である。

3 公文書不存在による非公開決定の適否について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 13 条第 1 項及び労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 5 条の規定により、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は、産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないとされている。

そして、規則第 15 条で、産業医は、少なくとも毎月 1 回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとされている。

実施機関は、弁明書において、3 名の産業医を選任（令和 3 年 4 月時点）し、職員の健康診断結果に対する助言指導など職員の安全衛生・健康管理に係る指導を行っているが、公文書保存期間である平成 28 年度以降、産業医による巡視は実施できていない状況であり、そのため、本件対象公文書を作成又は取得していないと主張している。

この点について、平成 28 年度以降、産業医による巡視を実施していないという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はない。

よって、対象公文書が存在しないという実施機関の説明は信用できる。

したがって、本件対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の存在に関する主張の他に種々の主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し実施機関が行った公文書の非公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

5 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年2月15日	諮 問（第134号）
令和4年3月7日	諮 問（第135号）
令和4年4月27日	事案審議（令和4年度第1回審査会）
令和4年6月29日	事案審議（令和4年度第2回審査会）
令和4年8月9日	答申決定（令和4年度第3回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	